

厚真町起業化支援事業補助金要綱 逐条解説

本要綱において逐条解説が必要と考えられる条項について、以下のとおり解説する。

(趣旨)

第1条 町では、町内における起業に向けた取組を支援するため、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取組を奨励し、それをもって地域経済の活性化を図り、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

【解釈及び運用】

本条は、この要綱の制定目的を簡潔に表現したもので、要綱全体の解釈の指針となるものです。

町内における新規起業者の増加は地域経済の活性化の観点から重要な要素であり、本補助金により、資金面における起業のハードルを下げることにつながる期待があります。

ただし、予算の範囲内で補助金を交付するものとしていることから、事業計画を複数年で承認している場合であっても、債務負担行為を取っているわけではないため、予算の支出を確約するものではありません。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、医療・福祉、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を必要とする事業をする場合を除く。
 - ア 町内で事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、厚真町内に事業拠点を設け、新たに事業を開始する場合

イ 町内で事業を営んでいない個人又は厚真町外で事業を営む法人が厚真町内に事業拠点を設け、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ 厚真町内に住所を有する農林漁業者が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた場合、総合化事業計画の認定を目指す場合、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた場合、農商工等連携事業計画の認定を目指す場合及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第12条の規定に基づく農作業体験施設等の整備に関する計画の認定を受けた場合

(2) 起業の日 法人の場合にあつては、会社設立の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。個人事業者の場合にあつては、開業の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。

(3) その他助成金等 本補助金の交付対象経費を対象とした国、北海道、又はその他支援団体等から受給する補助金若しくは助成金等をいう。

【解釈及び運用】

本要綱内における言葉の定義づけを行うものです。

補足が必要な事項のみ次のとおり記載します。

(1) 起業 本補助金においては、主に商工業者が新規起業をする際に使うことができる補助金としていることから、1次産業や他省庁等から支援のある教育、医療や福祉の業種は対象外としています。

(2) 起業の日 開業届や法人設立登記を行った日を主に意味します。

NPO法人や自治会等の「人格なき社団（任意団体）」は、開業届を提出しないため、起業とはみなしません。ただし、人格なき社団が収益事業を開始するための「収益事業開始届」を提出している場合は、開業届を提出している団体とみなし、起業日とみなします。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。町長が適切でないと判断した場合は、この限りではない。

- (1) 補助事業の年内において起業を予定している者又は厚真町起業化支援事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出する日の2年前の日の属する年の4月1日以降に町内において起業をしている者（本要綱第4条第2項に定める複数年の事業執行が認められた場合は、起業した日から起算して、規則第6条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出するまでの間が3年を経過していない者）
- (2) 本補助金の交付申請を行う日において、現に厚真町内に住所を有する個人または、本補助金の交付申請を行う日において、現に法人登記簿上の本社所在地を厚真町内に置く法人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条で定める中小企業者に限る。）
- (3) 市町村税等の公租公課を滞納していない者
- (4) 厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと
- (5) 常時使用する従業員数が10名未満の者
- (6) 法人等の役員が（4）に該当しないこと

【解釈及び運用】

本条は、本要綱における対象者を示しています。

本補助は厚真町内でスタートアップを目指すものが使える補助であり、例えば地域おこし協力隊に着任していようとスタートアップ支援を妨げる理由にはならないことから、従来のように対象外はしない。

対象者となる者を要約すると次の通りです。

（ただし、(3)～(6)に掲げる事項は全て満たしている前提とします。))

①厚真町でこれから起業を予定している者

②厚真町ですでに起業している者（ただし、2年前の4月1日時点以降に起業）

(特殊な事例)

- ①農業者が6次産業化を目指すにあたり、起業化する場合は、対象とします。
- ②すでに開業届を出している者が法人化した場合は、開業届提出時（個人事業主）に本補助金の交付を受けておらず、法人化した際に申請した場合は、法人化した時点をもって起業の日とみなし補助金の交付を受けることができます。ただし、個人事業主の時点で本補助金を受領している者が法人化した際に再度本補助金を使用することは不可とします。
- ③法人の支店を立ち上げる場合は、法人登記がされているかどうかで判断します。
- ④家族がすでに厚真町内で事業を営む者が、別の事業として本補助金を申請する場合、経営体が別であり、代表者氏名も異なる場合は対象とするが、そうではない場合については、事業拡大とみなし、対象外となります。
- (6) 法人の役員等とは、相談役、顧問そのほかこれらに類する方でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる方としています。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本町内で起業するための事業及び起業直後の安定的な事業継続を図るための事業とする。ただし、町から補助金又は助成金等の交付を受給する、若しくは受給した事業は除く。

2 町長は、複数年の事業執行を認めることができるものとする。

【解釈及び運用】

本条は、本要綱における対象事業を示しています。

最大3回（3年度間）の複数に分けた事業計画を策定し、認めることができるものです。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 町長は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、補助限度額の範囲内において補助金を交付する。

3 その他助成金等の交付を受給する、又は受給した場合には、その他助成金等相当額を本補助金の補助対象経費から控除する。

4 補助対象経費は本要綱第8条に定める厚真町起業化支援事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）により認定された日（以下「事業認定日」という。）以降の経費とする。

5 補助対象経費は、事業認定日から起算して次に迎える3月31日までにかかる経費を対象とする。

6 複数年の事業計画の承認を受けている場合は、事業認定日から起算し最初に迎える3月31日を初年度の補助対象経費とし、2年度目以降の補助対象経費は、4月1日から翌年3月31日とする。

7 本要綱第4条第2項の規定により、複数年の事業執行にわたる場合の各年の補助金の合計額は、補助限度額の範囲内とする。

【解釈及び運用】

本条は、補助対象となる経費を明確にする必要があることから、その対象経費について示しています。

補足が必要な事項のみ次のとおり記載します。

前提として、本補助金の交付を受けるためには、事前に「審査委員会」による事業認定を受ける必要があります。対象経費としても、事業認定を受けた日より前の支出については認められません。

複数年の事業認定を受けることが可能であり、最大3回の補助金申請ができますが、その合計額は、200万円（空き家なら250万円）が限度であることには変わりありません。

事業経費の考え方としては、次の通りです。

（例１）起業の日を迎える前に申請してきている場合

令和５年１月１１日に審査会に「認定申請書」を提出、同月２０日に決定し、起業の日は、令和５年３月１日の場合。

（補助対象経費算定期間）

（初年度）令和５年１月２０日から令和５年３月３１日まで

（２年目）令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（３年目）令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（例２）起業の日を迎えた後に申請してきている場合

令和５年１月１１日に審査会に「認定申請書」を提出、同月２０日に決定し、起業の日は、令和４年１月１日の場合。

※起業した日から起算して３年間までしか対象としません（令和７年１月１日まで）。

（補助対象経費算定期間）

（初年度）令和５年１月２０日から令和５年３月３１日まで

（２年目）令和６年４月１日から令和７年１月１日まで

（３年目）なし

（補助金の交付対象期間）

第６条 事業認定日において起業の日を迎えていない者の補助金の交付対象となる期間は、事業認定日から起算して最初に迎える３月３１日までを初年度とし、最大３年度内とする。

２ 事業認定日において起業の日を迎えている者における、補助金の交付対象期間は、起業した日から３年後の応当日の前日までとする。

【解釈及び運用】

本条の詳細は、前条と重複するため省略します。

(本補助金の応募方法)

第7条 本補助金に応募する者（以下「応募者」という。）は、町長が別に定める日まで次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 町税等の状況調査同意書（様式第4号）
- (5) 個人の場合は住民票、法人の場合は、履歴事項全部証明書及び定款の写し
- (6) その他助成金等を受給する又は受給した場合は、その交付決定書等の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 応募者が町内に住所を有さない個人又は町内に事業拠点を有さない法人の場合は、前項の各号で定める書類の他に、住所又は事業拠点を有する市町村の市町村税等の滞納がない証明書を提出することとする。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(審査委員会の設置)

第8条 町長は、前条で定める認定申請書等の審査のため、審査委員会を設置する。

- 2 その他助成金等を受給する者又は受給した者は、審査委員会による審査を免除することができる。
- 3 同条第1項に規定する審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(認定申請書の認定結果にかかる通知)

第9条 前条に定める審査の結果を、厚真町起業化支援事業補助金審査委員会設置及び運営に関する要綱（以下「審査委員会設置要綱」という。）第6条の規定により通知する。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(補助金の交付申請)

第10条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第8条の審査委員会で認定を受けた者で、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（規則第6条様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第7条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により申請者に通知するものとする。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(補助事業の変更)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助金の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則第9条第1項の補助金等変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の申請書を受理したときは、規則第9条第2項に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助決定者に通知するものとする。

3 交付決定を受けた補助金の額の20パーセント以上の増減がある場合は、当該年度の事業終了日から起算し、3カ月前までに変更の承認を得なければならない。

【解釈及び運用】

本条については、当初提出した事業を変更する場合の手続きについて示しています。
補足が必要な事項のみ次のとおり記載します。

事業を実施する上で申請時と全く同じ金額での実績は難しいことから変更申請は発生するが、補助額に対し20パーセントの変更がある場合は、予算に大きく影響を与えることから、年度末の変更ではなく、事業完了の3カ月前に一度変更申請を実施することとしています。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（規則第13条様式）
- (2) 事業報告書（任意様式）
- (3) 収支決算書（任意様式）
- (4) 補助対象経費にかかる領収証等の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに町長に対して補助金の交付を請求するものとする。

2 事業の性質上、その事業の完了前に補助金の交付する必要があると認めたときは、一括又は分割により概算払をすることができる。

3 概算払を受けようとする補助決定者は、規則第10条に定める補助金等概算払請求書を町長に提出しなければならない。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは、規則第14条の規定に基づき、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(補助金の取消し及び返還)

第16条 町長は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は補助決定者に対し補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 第3条に規定する補助金の交付対象者の要件を欠くに至ったとき
- (2) 起業の日から起算して5年以内に営業を休止、廃止、移転、売却及び譲渡等したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) その他町長が不相当と認めたとき

2 町長が補助決定者にやむを得ない理由があると認めるときは、当該補助決定者の申し出により、補助金の返還の命令の一部又は全部を取り消すことができる。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

【解釈及び運用】

本条については、説明を省略します。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金等交付申請書（規則第6条様式）は、改正後の要綱に基づき提出されたものとする。
- 3 この要綱の施行の日前に認定された事業については、なお従前の例による。

【解釈及び運用】

本附則については、説明を省略します。